

佐賀県規則第22号

佐賀県衛生薬業センター管理規則の一部を改正する規則

佐賀県衛生薬業センター管理規則（平成13年佐賀県規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第2条 衛生薬業センターに次の課を置く。</p> <p><u>ウイルス課</u></p> <p><u>細菌課</u></p> <p>略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>ウイルス課</u></p> <p>(1) <u>ウイルス及びその血清に関する試験検査に関すること。</u></p> <p>(2) <u>ウイルスに起因する感染症及び不明疾患の調査研究に関すること。</u></p> <p>(3) <u>ウイルスに起因する感染症及び不明疾患に関する病理及び臨床に関する諸検査に関すること。</u></p> <p>(4) <u>ウイルスに起因する感染症の発生動向調査及び情報提供に関すること。</u></p> <p>(5) <u>ウイルスに起因する感染症及び不明疾患に関する生物学的諸検査法の教育講習及び技術的指導に関すること。</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 衛生薬業センターに次の課を置く。</p> <p><u>精度管理・企画情報課</u></p> <p><u>微生物課</u></p> <p>略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>精度管理・企画情報課</u></p> <p>(1) <u>衛生薬業センターが行う試験検査の信頼性確保及び保証に関すること。</u></p> <p>(2) <u>行政検査業務の調整に関すること。</u></p> <p>(3) <u>感染症、食中毒等に係る疫学調査の支援に関すること。</u></p> <p>(4) <u>公衆衛生に関する情報等の収集、整理及び提供に関すること。</u></p> <p>(5) <u>公衆衛生に関する調査研究の企画調整に関すること。</u></p> <p>(6) <u>保健所の職員等に対して行う研修会等の企画調整及び実施に関すること。</u></p> <p>(7) <u>衛生薬業センターの所管事務の総合調整に関すること。</u></p> <p>(8) <u>一般庶務に関すること。</u></p>

(6)～(8) 略

(9) 衛生資料の収集整理及び提供に関すること。

(10) 略

細菌課

- (1) 細菌、リケッチアその他の微生物（以下「細菌等」という。）及びこれらの血清に関する試験検査に関すること。
- (2) 細菌等に起因する感染症及び不明疾患の調査研究に関すること。
- (3) 細菌等に起因する感染症及び不明疾患に関する病理及び臨床に関する諸検査に関すること。
- (4) 細菌等に起因する感染症の発生動向調査及び情報提供に関すること。
- (5) 細菌等に起因する感染症及び不明疾患に関する生物学的諸検査法の教育講習及び技術的指導に関すること。

理化学課

- (1) 上下水道、温泉等並びに食品衛生、環境保全及び廃棄物に関する諸検査及び調査研究に関すること。
- (2) 残留農薬に関する諸検査に関すること。

(3)・(4) 略

医薬品課 略

（職務の代行）

第6条 略

2 所長及び副所長がともに不在のときは、ウイルス課長がその職務を代行する。

3 略

(9)～(11) 略

(12) 略

微生物課

- (1) 細菌、ウイルス、リケッチア、その他の微生物（以下「微生物等」という。）及びこれらの血清検査等に関すること。
- (2) 微生物等に起因する感染症及び不明疾患の調査研究に関すること。
- (3) 微生物等に起因する感染症及び不明疾患に係る諸検査に関すること。
- (4) 微生物等に起因する感染症の発生動向調査に関すること。
- (5) 微生物等に起因する感染症情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 微生物等に起因する感染症に関する諸検査法等の教育講習及び技術的指導に関すること。

理化学課

- (1) 水道、食品衛生並びに環境保全及び廃棄物に関する諸検査及び調査研究に関すること。

(2)・(3) 略

医薬品課 略

（職務の代行）

第6条 略

2 所長及び副所長がともに不在のときは、精度管理・企画情報課長がその職務を代行する。

3 略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。